○内閣府告示第三百二十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年内閣府告示第五十五号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業及び二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業

○内閣府告示第三百二十六号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年内閣府告示第一号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　新潟市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　新潟市　革新的農業実践特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　農業法人経営多角化等促進事業、農地等効率的利用促進事業、地域農畜産物利用促進事業及び農業への信用保証制度の適用関連事業

○内閣府告示第三百二十七号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百六十九号をもって公示した同条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　福岡市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　福岡市　グローバル創業・雇用創出特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略道路占用事業及び国家戦略特別区域高度医療提供事業

○政治資金適正化委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年七月十四日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四八九一	二七、六、二六	加賀屋伴子
四八九二	二七、六、二六	渡邊　一弘

○法務省告示第三百七十六号

茨城県結城市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年八月十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、結城市役所又は水戸地方法務局下妻支局に照会すること。

平成二十七年七月十四日

法務大臣　上川　陽子

茨城県結城郡結城町大字結城七千六百二十一番地

上條　長治

○法務省告示第三百七十七号

静岡県御前崎市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年七月十四日

法務大臣　上川　陽子

静岡県小笠郡浜岡町比木四百四十四番地

髙畑　良一

○農林水産省告示第二号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項後段の規定に基づき、平成二十七年六月二十九日付けをもって認定業務規程の変更を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年七月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　林　芳正

一　認定業務規程を変更した指定認定機関の名称及び住所並びに当該認定業務規程に係る食品の種類

指定認定機関の名称	指定認定機関の住所	食品の種類
公益社団法人日本炊飯協会	東京都豊島区南池袋二丁目三十一番地五南大和ビル八階	炊飯製品
全国菓子工業組合連合会	東京都港区南青山五丁目十二番四号	菓子製品

二　変更された指定認定機関ごとの認定業務規程

変更された指定認定機関ごとの認定業務規程は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省　環境省告示第三号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十七年七月三日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十七年七月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

環境大臣　望月　義夫

○外務省告示第二百四十二号

平成二十七年七月二日にコペンハーゲンで、ケニア共和国、ナイジェリア連邦共和国及びルワンダ共和国における村落環境整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　村落環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億九千六百万円

3　署名者

日本側　篠田欣二在デンマーク臨時代理大使

国際連合側　グレテ・ファレモ国際連合プロジェクト・サービス機関事務局長

平成二十七年七月十四日

外務大臣　岸田　文雄